



掲示物の改正

内容変更

有機溶剤

特定化学物質

石綿

新設

鉛
四アルキル鉛

粉じん

ダイオキシン



掲示内容の作成方法①

疾病の種類

・独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターHPの公開データ(R6.2月)を参照する。

〈令和5年3月29日付け基発0329第32号
通達等で示す方法〉

- ・労基則別表第1の2
- ・じん肺法施行規則第1条
- ・特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第2条第2項
- ・労基則別表第1の2第4号の疾病告示
- ・日本産業規格Z7252に基づく化学品分類
- ・特殊健康診断の対象となる物質名等

疾病の症状

・独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターHPの公開データ(R6.2月)を参照する。

〈令和5年3月29日付け基発0329第32号
通達等で示す方法〉

- ・労基則別表第1の2第4号の疾病告示
- ・特殊健康診断の項目の自覚症状
- ・有機溶剤中毒予防規則の旧告示(昭和47年労働省告示第123号。R5.3.31廃止済)
- ・じん肺法施行規則様式第3号の自覚症状



掲示内容の作成方法②

取り扱い上の注意事項

- ・SDSの「項目7 取扱い及び保管上の注意」を記載する。
- ・有機則第24条第1項の規定に基づく掲示については、旧告示第2号に掲げる内容を記載する。

〈令和5年3月29日付け基発0329第32号
通達等で示す方法〉

- ・労働安全衛生法第57条の2第1項の「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち、取り扱い上の注意項目
- ・日本産業規格Z7253に基づく安全データシート(SDS)の「項目7」

使用すべき(呼吸用)保護具

- ・SDSの「項目8 ばく露防止及び保護措置」を記載する。

〈令和5年3月29日付け基発0329第32号
通達等で示す方法〉

- ・労働安全衛生法第57条の2第1項の「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち、取り扱い上の注意項目
- ・呼吸用保護具の場合は、**防毒用又は防じん用の別**を記載し、防毒用のときは**吸収缶の種類**、防じん用のときは**性能区分**も記載することが望ましい。
- ・防護手袋の場合は、**その種類**についても記載することが望ましい。



掲示方法



工場の見やすい
箇所

誰でも閲覧可能な
電子掲示板





掲示物に係る参考条文①

有機溶剤の掲示

(有機則第二十四条)

事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい場所に掲示しなければならない。

- 一 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- 二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項
- 三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置
- 四 次に掲げる場所にあつては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具
 - イ 第十三条の二第一項の許可に係る作業場(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)
 - ロ 第十三条の三第一項の許可に係る作業場であつて、第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
 - ハ 第十八条の二第一項の許可に係る作業場(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)
 - ニ 第二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所
 - ホ 第二十八条の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場所
 - ヘ 第三十二条第一項各号に掲げる業務を行う作業場
 - ト 第三十三条第一項各号に掲げる業務を行う作業場



掲示物に係る参考条文②

特定化学物質の掲示

(特化則第三十八条の三)

事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 一 特定化学物質の名称
- 二 特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- 三 特定化学物質の取扱い上の注意事項
- 四 次条に規定する作業場(次号に掲げる場所を除く。)にあつては、使用すべき保護具
- 五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具
 - イ 第六条の二第一項の許可に係る作業場(同項の濃度の測定を行うときに限る。)
 - ロ 第六条の三第一項の許可に係る作業場であつて、第三十六条第一項の測定の結果の評価が第三十六条の二第一項の第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
 - ハ 第二十二条第一項第十号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場
 - ニ 第二十二条の二第一項第六号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場
 - ホ 金属アーク溶接等作業を行う作業場
 - ヘ 第三十六条の三第一項の場所
 - ト 第三十六条の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場所
 - チ 第三十八条の七第一項第二号の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場
 - リ 第三十八条の十三第三項第二号に該当する場合において、同条第四項の措置を講ずる作業場
 - ヌ 第三十八条の二十第二項各号に掲げる作業を行う作業場
 - ル 第四十四条第三項の規定により、労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させる作業場

(昭五〇労令二六・追加、平一七厚労令二一・平一八厚労令一・平一九厚労令一五五・平二〇厚労令一五八・平二三厚労令五・平二四厚労令一四三・平二五厚労令九六・平二六厚労令一〇一・平二七厚労令一四一・平二八厚労令一七二・平二九厚労令六〇・令二厚労令八九・令四厚労令八二(令五厚労令三八)・令五厚労令六九・令五厚労令六六(令五厚労令六九)・令四厚労令九一(令五厚労令七〇)・一部改正)



掲示物に係る参考条文③

粉じんの掲示

(粉じん則第二十三条の二)

事業者は、粉じん作業に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 一 粉じん作業を行う作業場である旨
- 二 粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- 三 粉じん等の取扱い上の注意事項
- 四 次に掲げる場合にあつては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具
 - イ 第七条第一項の規定により第四条及び第六条の二から第六条の四までの規定が適用されない場合
 - ロ 第七条第二項の規定により第五条から第六条の四までの規定が適用されない場合
 - ハ 第八条の規定により第四条の規定が適用されない場合
 - ニ 第九条第一項の規定により第四条の規定が適用されない場合
 - ホ 第二十四条第二項ただし書の規定により清掃を行う場合
 - ヘ 第二十六条の三第一項の場所において作業を行う場合
 - ト 第二十六条の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場合
 - チ 第二十七条第一項の作業を行う場合(第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合及び第二十七条第一項ただし書の場合を除く。)
 - リ 第二十七条第三項の作業を行う場合(第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。)

(令四厚労令八二・追加、令四厚労令九一・一部改正)